

## 社会福祉法人富士吉田市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富士吉田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等については無報酬とし、法人業務を行う場合に別表1のとおり費用を弁償する。

- 2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、本会旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。
- 3 関係行政機関から就任した者については、第1項及び第2項の規定は該当しないものとする。

### (公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

### 別表1 費用弁償の額

日額 2,000円

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。